

「保険金を使える」という住宅 修理サービスにご注意

災害を調査している機関を名乗り自宅に訪問してきた業者から、「去年の台風の影響で屋根がずれている。費用は保険会社から出るので負担はない。保険会社への交渉もすべて行う」と言われたので、台風の影響なのか疑問に思いながら、無料で直るならと契約した。後で書面を確認したところ「当社で工事をしなかった場合は、保険金の4割を支払ってもらう」と書いてあり不安になった、という相談があります。

「保険金を使える」と勧誘してきても修理サービスなどの契約はその場でしないで、まずは、家族や加入先の損害保険会社または代理店にご相談ください。うその理由による保険金請求は、保険金詐欺に該当する恐れがあります。気を付けましょう。

勧誘方法に問題を感じた場合や契約内容に不安がある場合は、契約する前に消費生活相談窓口にご相談しましょう。

住宅修理やリフォームに関し、「保険金を使える」といって勧誘されたときは、修理サービスなどの契約前にご加入先の損害保険会社にご相談ください。

消費生活相談窓口

場所 市役所1階 生活環境課

日時 月～金曜日・午前9時～午後4時(予約優先) 祝日除く

※相談には、できるだけ契約者本人がお越しください。

考えよう！ ゴムの減量化・資源化

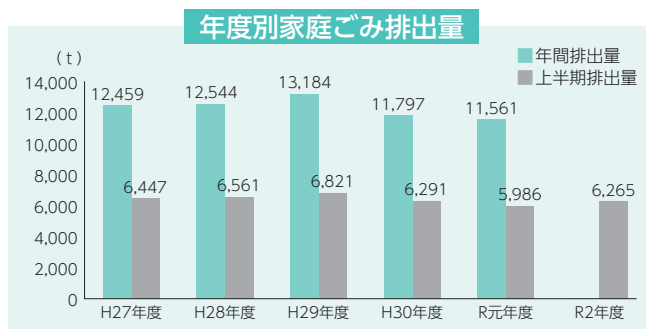
環境センター ☎553325

ごみ減量の3つの“R”

今回のキーワード“Reuse”（リユース）

リユースは、ごみを減量化する3つの“R”のひとつです。一度使用したものを繰り返し使う、再使用する取り組みのことです。具体例として、以下のような取り組みがあります。

- 修理して長く使う。
- 別の使い道を考える。
- リサイクルショップなどに持ち込むことにより、必要とする人に使ってもらう。
- 着られる服は人に譲る。
- フリーマーケットやガレージセールなどで不用品の再使用に努める。



※上半期は、外出自粛の影響により、家庭から排出されるごみの量が一時的に増加しましたが、現在は減少傾向にあります。引き続き、減量化・資源化にご協力ください。